

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1042号)

平成24年4月24日

横 情 審 答 申 第 1042 号

平 成 24 年 4 月 24 日

横 浜 市 長 林 文 子 様

横 浜 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会

会 長 三 辺 夏 雄

横 浜 市 の 保 有 す る 情 報 の 公 開 に 関 す る 条 例 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に
基 づ く 諮 問 に つ い て (答 申)

平 成 23 年 7 月 5 日 環 創 公 整 第 1399 号 に よ る 次 の 諮 問 に つ い て 、 別 紙 の と お り 答 申 し
ま す 。

「 横 浜 動 物 の 森 公 園 立 体 駐 車 場 新 築 工 事 ・ 鉄 骨 製 作 図 (開 示 請 求 23) 」 の
一 部 開 示 決 定 に 対 す る 異 議 申 立 て に つ い て の 諮 問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜動物の森公園立体駐車場新築工事・鉄骨製作図（開示請求23）」を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「2. 横浜動物の森公園立体駐車場新築工事 23鉄骨製作図（施工図）特にA棟、B棟本体柱、梁部材の全ての製作図」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成22年12月17日付で「横浜動物の森公園立体駐車場新築工事・鉄骨製作図（開示請求23）」（以下「本件申立文書」という。）を特定して行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

実施機関が、本件請求に対し、本件申立文書を特定した理由及び横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示とした理由は、次のように要約される。

(1) 本件申立文書を特定した理由について

- ア 横浜動物の森公園立体駐車場は、環境創造局が建築した鉄骨造2階建ての5棟の建物で構成される駐車場である。建築は5棟のうち2棟（A及びB棟）は平成19年度の1期工事で、その他の3棟（C、D及びE棟）は平成20年度の2期工事で行った。建築に当たっては、1期工事の請負工事として「横浜動物の森公園立体駐車場新築工事」を発注し、JFE工建株式会社（以下「工事請負人」という。）と工事請負契約を締結した。また、工事を進めるために必要な監理や2期工事に係る設計は、平成19年度の業務委託として「横浜動物の森公園立体駐車場新築工事監理等業務委託」を発注し、企業組合創和設計（以下「監理業務受託者」という。）と委託契約を締結した（これらの二つの契約を総称して、以下「本件契約」という。）。
イ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（以下「国交省標準仕様書」という。）では、工事請負人は工事完成時の提出図書として監督職員の承諾を受けた施工図を発注者に対して提出することとされている。

また、平成19年当時のまちづくり調整局所管請負工事監督委託業務要領（平成10年4月1日施行）では、受託者は、受託者の提出図書、工事請負人から提出された図書等を、監督業務終了時に委託者に対して提出することとされている。

ウ 本件申立文書として、1期工事の鉄骨製作図（施工図）を特定した。

本件申立文書には、監理業務受託者の社名の記載がない。また、監理業務受託者及び工事請負人の社印の押印並びに担当者氏名の記載及び押印がない。しかし、本件申立文書は、工事請負人が監理業務受託者に提出し、審査了承を受けたものであり、上記イに基づいて提出を受けたものである。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書に記載されている工事関係業者の担当者の氏名は、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当するため非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件申立文書は、本物ではない偽物の疑いがある。
- (2) 本件申立文書は、鉄骨製作工場の施工業者が作成したと思われる施工図であるが、関係した業者の社印の押印並びに担当者氏名の記載及び押印がされていない。監理業務受託者に至っては承諾印の押印欄すらない。これが正式な施工図と言えるのか。このような施工図は、問題が発生してからでも書き換えることができる。したがって、工事の前に提出された本物とは認められないのではないかと疑われても仕方がないのではないかと。
- (3) 監理業務受託者がいるのだから、その者がチェックをして、問題がなければ承認印を押印し、その日付を記入すべきである。しかし、それがない。

5 審査会の判断

(1) 横浜動物の森公園立体駐車場新築工事業について

横浜動物の森公園の立体駐車場は、A、B、C、D及びE棟の、計5棟で構成されている。建築主は環境創造局であり、建築工事発注課は環境創造局環境整備部緑事業課（当時。現在の環境創造局公園緑地部公園緑地整備課。以下「公園緑地整備課」という。）である。建築は平成19年度に1期工事としてA及びB棟、平成20年

度に2期工事としてC、D及びE棟について行われた。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、1期工事に係る鉄骨製作図（施工図）である。

実施機関は、本件申立文書のうち、工事関係業者の担当者の氏名を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。

(3) 申立人の主張について

ア 国交省標準仕様書では、施工図は工事の施工に先立ち作成し、監督職員の承諾を受けるとされている。また、監督職員の承諾とは、請負者等が監督職員に対し書面で申し出た事項について書面をもって了解することとされている。さらに、書面とは、発行年月日が記載され、署名又は捺印された文書とされている。

イ 申立人は、開示請求書の請求先に、実施機関名に加えて公園緑地整備課と記載している。また、本件申立文書については、開示を求めた鉄骨製作図（施工図）であると考えられるとしながらも、1期工事に関係した業者の社印の押印並びに担当者氏名の記載及び押印がされていないこと、監理業務受託者は図面を承諾した場合には承諾印を押印し、その日付を記入するべきところそれらが無いことなどを理由に、「偽物」である旨、主張している。なお、本件処分における非開示部分を開示すべきとの主張はしていない。

ウ これらのことから、当審査会としては、申立人の主張を公園緑地整備課が保有する文書のうち、監督職員の承諾を受けたことが確認できる1期工事に係る鉄骨製作図（施工図）（以下「承諾済施工図」という。）の開示を求める趣旨であると解し、以下検討する。

(4) 承諾済施工図の不存在について

ア 当審査会では、本件処分の妥当性について検討するために、平成24年2月10日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 工事請負人は施工図等を作成し、監理業務受託者は監督職員として当該施工図等の承諾をする。1期工事に関する監督職員の承諾は、横浜市公共土木工事標準仕様書（昭和47年6月制定）に定める工事打合簿を使用した。

(イ) 本件契約において監理業務受託者と工事請負人は、監督職員が承諾した図面及び当該図面に係る工事打合簿を一体として保管の上、工事完了時に公園緑地整備課へそれぞれ提出することになっている。

(ウ) 本件申立文書は、工事完了時の竣工図書として工事請負人から受領したもので

ある。竣工図書は建築物の竣工確認及びその後の維持管理のためのものであり、1部保有していれば目的を達することができると考えていたため、監理業務受託者に対しては提出を求めていなかった。また、本件申立文書を承諾した工事打合簿（以下「本件工事打合簿」という。）は、監理業務受託者と工事請負人のいずれの者からも提出を受けていない。

(I) したがって、本件契約に基づいて提出を受けるべき図書には不足があったことになる。しかし、公園緑地整備課としては、前記(ウ)のとおり本件工事打合簿を取得しておらず、保有していない。

イ 実施機関は、1期工事に関する監督職員の承諾は、横浜市公共土木工事標準仕様書に定める工事打合簿を使用したと説明している。また、本件契約では監理業務受託者と工事請負人は、監督職員が承諾した図面及び当該図面に係る工事打合簿を一体として保管の上、工事完了時に公園緑地整備課へそれぞれ提出することになっていると説明している。そうすると、本件工事打合簿は、公園緑地整備課が保有していれば、本件申立文書と一体として申立人が開示を求める承諾済施工図に該当すると考えられ、本件請求に係る対象行政文書として特定すべきであると解される。

しかしながら、実施機関は、監理業務受託者と工事請負人から本件工事打合簿について本件契約に基づき提出を受けるべきであったことを認めた上で、これらの文書を取得しておらず、保有していないと説明している。

当審査会としては、これらの実施機関の説明は到底納得できるものではないが、これを覆すに足る事情は見受けられず、本件工事打合簿は取得しておらず、保有していないという実施機関の主張を認めざるを得なかった。

(5) 付言

建築工事に関する経過の記録としての工事打合簿は、当該工事に係る責任の所在や工事のプロセスを明らかにするために欠かせないものである。実施機関が契約に基づいて取得すべき本件工事打合簿を取得していないために、情報公開制度においても市民がこれらのことを知ることができない状態にあることは誠に遺憾である。実施機関におかれては、今後このようなことがないよう、事務を適切に行われるよう努められたい。

(6) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を特定し、一部開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋 良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成23年7月5日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成23年7月14日 (第188回第一部会) 平成23年7月12日 (第195回第二部会) 平成23年7月15日 (第122回第三部会)	・諮問の報告
平成23年12月9日 (第204回第二部会)	・審議
平成24年1月13日 (第205回第二部会)	・審議
平成24年1月27日 (第206回第二部会)	・審議
平成24年2月10日 (第207回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成24年3月9日 (第209回第二部会)	・審議
平成24年3月23日 (第210回第二部会)	・審議